



文化庁委託事業

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業「実演芸術連携交流事業」

# 平成28年度 国内専門家フェローシップ制度 募集案内

【募集期間】平成28年5月9日（月）～7月1日（金）※必着

<問い合わせ・提出先>

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 [芸団協]

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2階

Tel : 03-5909-3060

E-mail : [renkei@geidankyo.or.jp](mailto:renkei@geidankyo.or.jp)

※ 応募書類は「実演芸術連携交流事業」ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.geidankyo.or.jp/renkeikoryu/>

平成28年5月

文化庁

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 [芸団協]

# I 募集について

## 1. 目的

多様、多彩な実演芸術を創造し、より多くの人々が享受できる環境を整備するとともに、国際的な発信、交流を推進するためには、芸術団体、劇場、音楽堂等、ならびにその担い手が連携し、プロデューサー、アートマネジメント人材、舞台スタッフ、実演家等、実演芸術に携わる専門人材を育成することが必要不可欠です。

国内専門家フェローシップ制度は、新たな学びの場となる多様な実務研修と人的交流の機会を設けることで、能力向上とより強固な国内専門家同士のネットワーク構築を目的とし、後進の指導も担える中核的存在となる専門人材を育成することを目指します。

## 2. 対象となる者

音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の実演芸術分野において、プロデューサー、アートマネジメント、舞台技術者等として活動する者で、次の条件を満たす者とします。

- (1) 日本国籍又は日本の永住資格を有すること
- (2) 平成28年5月1日時点で満20歳以上であること
- (3) 専門とする分野において芸術活動の実績があること
- (4) 研修修了後も芸術活動に継続して従事し、後進の育成にも貢献し得る者

## 3. 研修先

研修者の研修計画の希望に沿って、対象者内定後にマッチングを行います。ただし、研修先の事情等により、申請時の希望通りにならない場合があります。

- (1) 国内の劇場、音楽堂等の文化施設

年間を通して継続的に多様な事業を主体的に行う機能と実績を持つ劇場、音楽堂等（文化庁「劇場・音楽堂等活性化事業」等の採択団体等）

- (2) 国内の実演芸術団体等

演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能等、年間を通して継続的かつ主体的に文化芸術活動を行う機能と実績を持つ実演芸術団体等。設立目的、趣旨、事業内容により、大きく以下の2つの分類があります。

### ①協会組織

実演家、制作者、技術者等の個人又は団体を会員とし、文化振興を目的として公益的な事業を行う組織。

### ②創造公演団体

公演、フェスティバル等の実演芸術の企画、制作等を主たる目的とする団体。または、企画、制作、実演家マネジメント等を主たる目的とする団体。

\*平成27年度国内専門家フェローシップ制度 研修受け入れ先

NPO 法人ジャパン・コンテンポラリーダンス・ネットワーク、北九州芸術劇場、兵庫県立芸術文化センター、ロームシアター京都、劇団うりんこ

## 4. 研修期間

平成28年9月～平成29年2月

※ 上記期間の内、1ヶ月から6ヶ月程度の研修を行うこととします。

※ 原則として、上記期間内に研修を開始し、開始時期に関わらず平成29年2月末までに終了することとします。ただし、研修期間は、内定後に研修先とのマッチングとなるため、現時点で確約するものではありません。

## 5. 給付内容

本制度では、研修者、研修派遣元、研修受け入れ先それぞれへ次の給付を行います。

### 【研修者】

- (1) 研修開始時及び研修終了時の移動費（航空賃及び有料特急運賃の実費）※研修先が遠隔地の場合のみ
- (2) 研修日当 研修開始日から終了日まで一日当たり5,000円

### 【研修派遣元】

研修者が法人格を有する団体に雇用されている者で、所属団体から派遣申請した場合には、派遣元に次の費用を給付します。

- (1) 研修協力金 研修期間中一日当たり7,840円（ただし、月20日分を上限とする）

### 【研修受け入れ先】

- (1) 研修指導料 研修期間中一日あたり5,000円（ただし、月20日分を上限とする）

## 6. 募集期間

平成28年5月9日（月）から平成28年7月1日（金） ※必着

## 7. 募集人数

5名程度 ※応募者の中から選考を経て決定します。

## 8. 提出書類

### (1) 申請様式

- ①様式1 平成28年度国内専門家フェローシップ制度 申込書

※個人からの申込み用、団体（派遣元）からの申込み用のいずれかを提出してください

- ②様式2 経歴書
- ③様式3 研修計画書
- ④様式4 推薦書

### (2) 添付書類

- ・住民票（発行日が3ヶ月以内のもの）
- ・写真（3×4センチ、バスタアップ写真、3ヶ月以内に撮影のもの）
- ・研修希望者が法人に雇用されていることが証明できる書類 ※団体からの派遣申込みの場合のみ

\*応募様式は、本事業ウェブサイトからダウンロードしてください。 <http://www.geidankyo.or.jp/>

## 9. 申請書類の提出先

申請様式、添付書類をそろえて、期日までに下記提出先まで、郵送又は持ち込みにて提出してください。

**【提出先】 〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2階  
公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演芸術振興部**

- ※ 郵送の場合は封筒に、「平成28年度国内専門家フェローシップ制度申込書在中」と朱書きしてください。
- ※ 郵送の場合は、宅配便や特定記録郵便等の配達記録が残る方法で送付してください。
- ※ 持ち込みの場合は、上記事務所での受け取りは原則として平日10時～18時とします。時間外の提出は、芸能花伝舎1階受付（施設内）にあるポストへ投函してください。ただし、芸団協職員が直接受け取りをしなかった場合の応募書類紛失等の事故については責任を負いません。

## 10. 選考日程

一次選考は書類審査、二次選考は面接とし、選考結果はそれぞれ対象者全員に通知します。

募集締切 平成28年7月1日(金) ※必着

一次選考(書類) 平成28年7月中旬

二次選考(面接) 平成28年7月25日(月)、26日(火) 予定 ※一次選考通過者にのみ詳細を通知します。

研修者内定 平成28年8月初旬

研修開始 平成28年9月より順次開始予定

※ 上記日程は予定です。応募件数や選考及びマッチングの状況等により日程が前後する場合があります。

## II 留意事項

### 1. 研修計画について

研修計画書(様式3)は、応募目的、具体的に学びたい内容、希望する研修先、研修後の将来計画を盛り込み作成してください。具体的な研修希望先がない場合はマッチングによる選定が可能ですが、希望する地域、ジャンル、文化施設または芸術団体のいずれか等、できるだけ詳しく記入してください。ただし、選考及びマッチングにおいては最も効果的な研修を優先するため、申請時の希望通りにならない場合があります。

### 2. 推薦人について

推薦書(様式4)は、所属団体の代表者や実演芸術に関わる専門家、有識者等を推薦人として提出ください。

### 3. 研修報告等について

フェローシップ対象者に決定した場合は、研修期間中の月次報告書の提出、また研修終了後は1ヶ月以内に修了報告書を提出することが義務づけられています。

### 4. 給付金について

フェローシップ対象者への研修日当は、月次報告書の提出確認後、月ごとの後日給付となります。研修期間分の全額一括払いはいたしません。なお、研修協力金、研修指導料は、研修終了後の一括払いとなります。

### 5. フェローシップ対象者の公表について

対象者に決定された方については、氏名、所属団体、専門職域、研修先について、文化庁及び本事業ウェブサイト等を通じて公表いたします。あらかじめご了承ください。

### 6. 研修に当たっての注意

以下については、フェローシップ対象者及び派遣元団体の責任において行うこととします。

- ・研修期間中のフェローシップ対象者自身の事故、怪我等の保険
- ・研修期間中の居住先の選定及び手続き、研修開始時及び終了時の引越し等
- ・研修期間中のフェローシップ対象者自身の生活の管理

### 7. 個人情報の取扱い

申請書に記載された個人情報は、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会の管理規定に則り、適正に管理します。ただし、審査等の本事業に関わる業務のために、外部有識者や文化庁へ提供する場合があります。

## III 本事業に関するお問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記「実演芸術連携交流事業」事務局までお問い合わせください。

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 [芸団協] 実演芸術振興部

〒160-8374 東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎2階

Tel : 03-5909-3060 (平日 10時~18時)

Fax : 03-5909-3061

E-mail : renkei@geidankyo.or.jp